

(高等裁判所経由)

仙地裁民訟第17号

(組ろ-05)

平成25年1月23日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

仙台地方裁判所長 田 村 幸 一

執行官事務の査察の結果について

(平成6年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

標記の査察の結果は、下記のとおりです。

記

1 査察事項

- (1) 事件の受付及び分配に関する事項
- (2) 事件の処理に関する事項
- (3) 記録、調書その他の書類の作成に関する事項
- (4) 現況調査に関する事項
- (5) 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項
- (6) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

2 査察日程（自庁査察及び全庁査察）及び査察機関

- (1) 自庁査察 別紙1記載のとおり
- (2) 全庁査察 別紙2記載のとおり

3 査察結果

別紙3記載のとおり

(別紙1)

平成24年度執行官事務自庁査察日程表

被 査 察 庁	査察年月日(曜)	査 察 事 務 担 当 者
本 庁	平成24年 6月20日(水)	監督官 部総括裁判官 畑 一 郎 監督補佐官 民事首席書記官 小 野 隆 之 同 民事次席書記官 小 野 和 夫 同 総括主任書記官 高 橋 恒 明 同 民事訟廷管理官 細 井 秀 俊 同 主任書記官 伊 藤 一 郎 同 主任書記官 渡 邊 朋 彦 同 主任書記官 菅 原 光 一 補助者 会計課課長補佐 根 本 諭
大河原支部	平成24年 6月 1日(金)	監督官 裁 判 官 鈴木わかな 監督補佐官 庶 務 課 長 松 村 裕 義 同 主 任 書 記 官 門 馬 修 補助者 総括執行官 柴 原 克 成
古 川 支 部	平成24年 6月26日(火)	監督官 裁 判 官 山 口 均 監督補佐官 庶 務 課 長 庄 子 洋 同 主 任 書 記 官 松 本 光 之 補助者 主 任 書 記 官 遠 藤 育 子 同 総括執行官 柴 原 克 成
石 巻 支 部	平成24年 6月12日(火)	監督官 裁 判 官 山 門 優 監督補佐官 庶 務 課 長 吉 崎 憲 二 同 主 任 書 記 官 三 浦 央 補助者 総括執行官 柴 原 克 成
登 米 支 部	平成24年 6月 5日(火)	監督官 裁 判 官 吉 川 健 治 監督補佐官 庶 務 課 長 田 中 謙 治 補助者 総括執行官 柴 原 克 成
気仙沼支部	平成24年 6月 6日(水)	監督官 裁 判 官 一 原 友 彦 監督補佐官 庶 務 課 長 佐 藤 睦 雄 補助者 総括執行官 柴 原 克 成

(別紙 2)

平成 2 4 年度執行官事務全庁査察日程表

被 査 察 庁	査 察 年 月 日	査 察 官	査 察 補 助 者
本 庁	平成24年 12月19日(水)	部総括裁判官 畑 一 郎	民事首席書記官 小 野 隆 之 民事次席書記官 柴 山 昇 総括主任書記官 高 橋 恒 明 民事訟廷管理官 細 井 秀 俊 主 任 書 記 官 伊 藤 一 郎 主 任 書 記 官 渡 邊 朋 彦 主 任 書 記 官 蒔 苗 聖 知 会 計 課 長 栗 野 和 之 会 計 課 課 長 補 佐 堀 江 秋 仁
大河原支部	平成24年 12月 7 日(金)		民事首席書記官 小 野 隆 之 総括主任書記官 高 橋 恒 明
古 川 支 部	平成24年 11月30日(金)		民事次席書記官 柴 山 昇 総括主任書記官 高 橋 恒 明 総 括 執 行 官 柴 原 克 成
石 巻 支 部	平成24年 11月20日(火)		民事首席書記官 小 野 隆 之 主 任 書 記 官 渡 邊 朋 彦
登 米 支 部	平成24年 11月 8 日(木)		民事首席書記官 小 野 隆 之 主 任 書 記 官 蒔 苗 聖 知
気仙沼支部	平成24年 10月17日(水)		民事次席書記官 柴 山 昇 主 任 書 記 官 伊 藤 一 郎

(別紙 3)

執行官事務査察結果報告書

(仙台地方裁判所)

査 察 事 項	査察結果 (問題状況, 指導・是正措置等)
査察事項	
1 事件の受付及び分配に関する事項	
	適正に処理されており問題はない。
2 事件の処理に関する事項	
(1) 長期未済事件	(1)
ア 執イ事件	ア 申立後 1 年以上経過する未済事件はなく, 問題はない。
イ 執ロ事件	イ 申立後 1 年以上経過している執ロ事件の係属状況は, 次のとおりである。 本庁に 2 件 (不動産引渡執行事件 (執行停止中), 収益執行事件) 及び古川支部に 1 件 (収益執行事件) が係属しているが, 特に問題はない。
ウ 執ハ事件	ウ 申立後 1 年以上経過している執ハ事件の係属状況は, 次のとおりである。 本庁に占有移転禁止仮処分事件が 1 件係属しているが, 本案事件が係属中であることから定期的に進行状況等を照会し, その結果を記録上明らかにしており, 進行管理に特段の問題はない。
エ 現況調査事件	エ 後記 4 のとおり
(2) 動産執行事件の 処理状況	(2) (執行の着手時期) 予納金受入後最初の差押えの着手までの期間は, 各庁とも概ね 1 週間から 2 週間以内であり, 特に問題はない。 (債務名義の還付) 動産執行事件について, 申立時に債務名義還付請求

があり、取下げにより終了しているが、取下書に「全額弁済」と記載があることを理由として、債務名義を申立債権者に還付していないものがあつた。執行官が執行手続外で弁済されたか否かを何らかの資料に基づいて認定することは予定されていないため、規則129条2項が適用され、債務名義は申立債権者のみが交付を求めることができると解されていることから、申立債権者に還付すべきである旨、また、申立時に債務名義還付請求をしている申立債権者から、取下時に債務名義の還付は不要である旨の申出があつた場合には、その旨を記録化するよう指導した（本庁）。

(3) 明渡（引渡）事件の処理状況

(3) 建物明渡事件の断行日に残置動産を無価値物として債権者に廃棄を命じた上で、明渡執行を終了しているが、記録上、その後に執行補助者から請求書が提出され、廃棄費用を予納金から支出している。通常は債権者に廃棄を命じた段階で執行は終了していると考えられるので、予納金から廃棄費用を支出するのであれば、執行官が廃棄する形にして廃棄費用について清算すべきである旨指導した（古川支部）。

(4) 保全事件の処理状況

(4) 適正に処理されていた。

3 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

全般

- (1) 強制執行調書（断行）について、執行に立ち会った者等の署名押印欄に「技術者〇〇」と記載されていた。解錠技術者は民事執行法7条の立会人としての適格性を有するものではないので、同欄に署名押印させることのないよう指導した（本庁）。
- (2) 不動産引渡事件の強制執行調書（催告）において、明渡しの催告が平成24年9月4日であるのに、引渡し期限を強制執行実施日（断行期日）の前日である9月25日と記載していたので、民事執行法168条の2により、引渡し期限を催告日から1か月を経過した10月4日とすべきである旨指導した（気仙沼支部）。

4 現況調査に関する事項

(1) 現況調査報告書の内容は適正か。特に片面調査だけで報告書を作成していないか。 (2) 評価人との同行調査が円滑にされているか。 (3) 現況調査報告書の提出状況	(1) 片面調査だけで現況調査報告書を作成しているものではなく、適正に処理されている。 (2) 全件で同行調査が円滑にされている。 (3) 3か月以上の未済事件はなく、現況調査報告書の提出期限経過件数も前回調査時(24.6.20)に33件あったものが9件に減少している。また、ほとんどのものは提出期限内や提出期限経過後数日以内に提出されており、迅速な事務処理が図られている。
5 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項	
	適正に処理されており問題はない。
6 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項	
(1) 帳簿、物品保管票について	(1) 各庁とも通達により作成が必要な帳簿は、すべて作成されており、概ね正確かつ丁寧に整理されている。各庁とも査察日現在において、保管物はない。
(2) 記録及び簿冊の保管について	(2) 未済事件記録及び簿冊の保管状況は、各執行官室とも良好である。
(3) 保存及び廃棄について	(3) 本庁及び大河原支部は帳簿、記録ともに保存期間経過後に廃棄されている。 古川支部、石巻支部、登米支部及び気仙沼支部は、いずれも廃棄上申の上、廃棄認可を受けており、裁断業者の手配ができ次第、書記官室の事件記録と一緒に廃棄する予定である。

福島地裁民訟第57号

(組ろー05)

平成25年2月21日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

福島地方裁判所長 秋 葉 康 弘

執行官事務の査察結果について

(平成6年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

標記の査察結果及び当職の意見は、別紙のとおりです。

(別紙)

執行官事務査察結果報告書

福島地方裁判所

1 実施時、査察担当者及び補助者

別紙1, 2 記載のとおり

2 査察結果に対する所見

(1) 総 評

重点査察事項を含む全般的な事務処理状況は良好である。

東日本大震災発生後、新受件数は大幅に落ち込み、特に動産執行事件の件数は落ち込んだままであり、管内の新受件数は、月平均で20件にも満たない件数となっている。

(2) 事件の動向及び全般的な事務処理態勢

管内各庁を合計した全体の新受累計件数（H24年）の前年（H23年）比は、執イ事件が38.8%の減少、現況調査が53.7%の減少、執ロ事件が29.9%の増加、執ハ事件が88.2%の増加となっている。

平成23年は、東日本大震災及びこれを起因とする東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「大震災」という。）の影響により各種執行事件が大幅に減少して、平成24年においてもその傾向が続いたまま低い水準で推移している。

執イ事件の38.8%減は、大口の申立債権者である[REDACTED]が引き続き申立てを控えているためと考えられるが、大震災後の平成23年4月以降の月別申立件数は、平成23年7月の3件を底に、多い月でも平成24年5月及び同年11月の26件が最高の件数であり、平成24年1月から12月までの月平均は18.1件となった。平成22年の平均月申立件数は131.6件であったので、平成24年は平成22年の86.2%の減となった。

現況調査の53.7%減は、再現況調査命令を除く実発令件数が415件で

あることから、実発令件数での対前年度の割合は20.7%の減少となるが、大震災前と比較すると56.5%減であり、依然として元の水準に戻る傾向にはない。

執口事件は29.9%の増加となっているが、これは、大震災後は期間入札に付す件数自体は少ないものの、特に沿岸部での売却率が高く、それに伴い明渡執行が増加しているものと考えられる。

このように事件の新受件数が少ない状況にあっても、各執行官は、適正・迅速な事件処理を心掛けており、不適切事例等は生じていない。

3 査察結果

(1) 執行官及び事務員の配置状況

別紙3記載のとおり

(2) 総 評

ア 具体的事務処理については、査察時に細かい事項で是正を求めたものはあるものの、全般的に適正で良好な事務処理といえる。

イ 現況調査報告書の提出状況については、評価人との連携が良好であることは従前のおりであり、全体的に迅速化が図れた事務処理状況にあると評価できる。まれに提出が遅れているものについては、速やかに遅延理由書が提出されており、その遅延理由内容も問題となるものはなかった。

(3) 重点査察事項

ア 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項
いずれの帳簿諸票も備え付けられている。

その使用に関しては、送達等事件簿の「送達書類の表示」に関して正確に書類の名称を記載するよう指導したものはあったが、特に問題はなかった。

イ 事件の処理に関する事項

現況調査報告書の提出につき問題とすべき遅延はなかった。また、動産執行等の各種事件については速やかに着手されており、いずれの事件処理も問

題はなかった。

ウ 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

特段の問題もなく適正に処理されていた。

エ 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

いずれも適正に行われており問題はなかった。

オ 執行官の使用する事務員に関する事項

事務員の休暇取得に関しては、夏季休暇を含め、さらに取得促進に努めるよう、執行官に促した。

以 上

執行官事務官庁査察日程表等

福島地方裁判所

査察対象庁	実 施 日	査察事務担当者		
		監督官等の別	官 職	氏 名
本 庁	平成24年6月27日(水)	執行官監督官	民事部総括裁判官	潮 見 直 之
		監督補佐官	民事首席書記官	中井川 英
		同 上	民事次席書記官	尾 関 博 之
		同 上	民事訟廷管理官	池 田 英 樹
		同 上	主 任 書 記 官	飯 塚 憲 也
		同 上	会 計 課 長	藤 澤 貴
相 馬 支 部	平成24年6月20日(水)	執行官監督官	支 部 長 裁 判 官	坂 本 康 博
		監督補佐官	上席の主任書記官	遠 藤 稔
		同 上	主 任 書 記 官	大河内 真 澄
		補 助 者	庶 務 係 長	佐 川 茂 紀
		同 上	総 括 執 行 官	有 我 健 吉
郡 山 支 部	平成24年6月25日(月)	執行官監督官	支 部 長 裁 判 官	野 口 宣 大
		監督補佐官	上席の主任書記官	高 橋 三智男
		同 上	主 任 書 記 官	木 村 一 伸
		補 助 者	書 記 官	遠 藤 真 也
		同 上	同 上	鈴 木 和 徳
		同 上	会 計 係 長	佐 藤 聡
白 河 支 部	平成24年6月28日(木)	執行官監督官	支 部 長 裁 判 官	小 西 慶 一
		監督補佐官	上席の主任書記官	小野寺 浩
		同 上	主 任 書 記 官	阿 部 貴 子
		補 助 者	総 括 執 行 官	有 我 健 吉
会津若松支部	平成24年6月8日(金)	執行官監督官	支 部 長 裁 判 官	渡 邊 和 義
		監督補佐官	上席の主任書記官	首 藤 義 之
		同 上	主 任 書 記 官	佐 藤 定 能
		補 助 者	書 記 官	佐 藤 恒 康
		同 上	同 上	花 摘 学
		同 上	同 上	遠 田 登美子
い わ き 支 部	平成24年6月6日(水)	執行官監督官	支 部 長 裁 判 官	高 橋 光 雄
		監督補佐官	上席の主任書記官	白 田 稔
		同 上	主 任 書 記 官	吉 澤 純
		補 助 者	書 記 官	三 浦 保 彦
		同 上	同 上	菊 地 陽 子
		同 上	会 計 係 長	駒 場 剛
		同 上	総 括 執 行 官	有 我 健 吉

(別紙2)

執行官事務全庁査察日程表等

福島地方裁判所

査察対象庁	実 施 日	査察事務担当者		
		監督官等の別	官 職	氏 名
本 庁	平成24年12月25日(火)	執行官監督官	民事部総括裁判官	潮 見 直 之
		監督補佐官	民事首席書記官	門 脇 功
		同 上	民事次席書記官	尾 関 博 之
		同 上	民事訟廷管理官	池 田 英 樹
		同 上	主 任 書 記 官	飯 塚 憲 也
		同 上	会 計 課 長	藤 澤 貴
相 馬 支 部	平成24年10月10日(水)	監督補佐官	民事首席書記官	門 脇 功
		同 上	民事次席書記官	尾 関 博 之
		補 助 者	総 括 執 行 官	有 我 健 吉
郡 山 支 部	平成25年1月11日(金)	執行官監督官	民事部総括裁判官	潮 見 直 之
		監督補佐官	民事首席書記官	門 脇 功
		同 上	民事訟廷管理官	池 田 英 樹
		同 上	主 任 書 記 官	飯 塚 憲 也
		補 助 者	総 括 執 行 官	有 我 健 吉
白 河 支 部	平成24年12月12日(水)	監督補佐官	民事首席書記官	門 脇 功
		同 上	主 任 書 記 官	飯 塚 憲 哉
		補 助 者	総 括 執 行 官	有 我 健 吉
会津若松支部	平成24年11月2日(金)	執行官監督官	民事部総括裁判官	潮 見 直 之
		監督補佐官	民事首席書記官	門 脇 功
		同 上	民事訟廷管理官	池 田 英 樹
		補 助 者	総 括 執 行 官	有 我 健 吉
いわき支部	平成24年11月15日(木)	監督補佐官	民事首席書記官	門 脇 功
		同 上	民事次席書記官	尾 関 博 之
		補 助 者	総 括 執 行 官	有 我 健 吉

(別紙3)

執行官及び事務員の配置状況

福島地方裁判所

庁名、	執行官数	事務員数	備 考
本庁	2	2	
相馬支部	0	1	本庁執行官がてん補
郡山支部	3	2	いわき支部執行官が、 必要に応じて現況調査 をてん補
白河支部	0	1	郡山支部執行官がてん 補
会津若松支部	1	2	本庁執行官が必要に 応じて現況調査をてん補
いわき支部	1	1	
合 計	7人	9人	

(高等裁判所経由)

山形地裁民訟第36号

(組ろー05)

平成25年2月13日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

山形地方裁判所長 水 野 邦 夫

執行官事務の査察の結果について

(平成6年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

平成24年度の標記の査察結果は、下記のとおりです。

記

1 重点査察事項

- (1) 事件の処理に関する事項
- (2) 記録、調書その他の書類の作成に関する事項
- (3) 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項
- (4) 執行官室の運営に関する事項

2 査察日程等

別紙1記載のとおり

3 査察結果

別紙2記載のとおり

別紙 1

執行官事務査察実施日程及び査察実施機関

山形地方裁判所

1 自庁査察

実 施 日	被査察庁	監 督 官	監 督 補 佐 官 等
5月25日(金)	本 庁	判事(民事部部総括) 石 垣 陽 介	民事首席書記官 腰 塚 秀 一 民事訟廷管理官 岩 田 実 民事部主任書記官 鈴 木 秀 幸 民事部主任書記官 山 岸 和 也 会計課長 稲 舟 啓 会計課課長補佐 鎌 田 直 樹
6月 4日(月)	米沢支部	判事(支部長) 上 原 卓 也	上席の主任書記官 伊 藤 彰 主任書記官 丸 森 久 一 総括執行官 兼 子 英 昭
6月 7日(木)	新庄支部	判事補(支部長) 明 日 利 佳	主任書記官 渡 部 徹
6月14日(木)	鶴岡支部	判事(支部長) 飯 畑 勝 之	上席の主任書記官 官 林 進 主任書記官 船 木 潤 紀 総括執行官 兼 子 英 昭
6月15日(金)	酒田支部	判事(支部長) 近 藤 幸 康	上席の主任書記官 大 西 均 主任書記官 武 田 寿 晴 主任書記官 佐々木 嘉 美 総括執行官 兼 子 英 昭

2 全庁査察

実 施 日	被査察庁	監 督 官	監 督 補 佐 官 等
10月11日(木)	鶴岡支部	判事(民事部部総括) 石垣陽介	民事首席書記官 腰塚秀一 民事部主任書記官 山岸和也 総括執行官 兼子英昭
10月12日(金)	酒田支部		
11月5日(月)	本 庁		民事首席書記官 腰塚秀一 民事訟廷管理官 岩田実 民事部主任書記官 鈴木秀幸 民事部主任書記官 山岸和也 会計課長 稲舟啓 会計課課長補佐 鎌田直樹 総括執行官 兼子英昭
11月28日(水)	新庄支部		民事首席書記官 腰塚秀一 民事部主任書記官 山岸和也 総括執行官 兼子英昭
12月11日(火)	米沢支部		

執行官事務査察結果報告書

山形地方裁判所

査 察 事 項	査察結果（問題状況、指導・是正措置等）
第 1 総評	
事件数の動向、事務処理態勢、事務処理状況等の概況	平成24年度の新受件数の動向は、現況調査事件は酒田支部及び鶴岡支部においては前年度との比較では微増となったが、本庁においては平成21年度からの減少傾向がなお続いており、本年度は200件を割り込んだ。いずれの庁も平成20年度、21年度のピーク時との比較では、ほぼ半減している状況である。執イ（動産執行）事件は、東日本大震災の影響で激減した前年に引き続き、全体的には減少傾向が続いている。執ロ及び執ハ事件については、多少の変動はあるものの例年並みである。 事務処理態勢としては、執行官が1名減員となったことから、4月以降、本庁の執行官が新庄支部、鶴岡支部の執行官が酒田支部を、それぞれ兼務することとなったが、それによって事務遅滞などの特段の問題は生じておらず、全体として安定しており、おおむね適切な事務処理が行われていた。 事務処理は、記録を見る限り丁寧にされており、また、期限を意識した迅速な事件処理がされていた。長期未済事件については、定期的に照会等を行っているなど、進捗管理も適切であった。細かな点で意見交換をしたものもあるが、本庁・管内を含めて、おおむね適正な事務処理がされている。
第 2 重点査察事項	
1 事件の処理に関する事項	

	いずれの庁も、予納金が納付されてから即日又は数日で期日指定を行って、1, 2週間程度で執行に着手し、早期の着手期間が遵守されていた。
(1) 動産執行事件 (執イ)	(1) 受理後8年を超える長期未済事件が2件係属していたが、差押物に保全処分がなされているなど相応の理由があり、定期的に照会がなされていた(米沢支部)。 そのほかは、全般的におおむね適正、迅速に処理されていた。
(2) 不動産引渡等 事件(執ロ)	(2) おおむね適正な処理がされていた。
(3) 仮差押仮処分 事件(執ハ)	(3) 受理後14年を超える仮処分事件が2件(米沢支部)、4年以上となる事件が3件(本庁2・米沢支部1)係属していたが、いずれも本案が未提起であったり、本案係属中の事案であり、定期的に当事者に対して進行状況の照会確認を行うとともに、早期終局に向け、取り下げを含む手続進行の促しを行っていた。 このほかには、特に問題となる点はなかった。
(4) 現況調査事件	(4) 報告書の提出は、提出期限を意識した迅速な処理が行われており、提出期限を徒過したものはない。 占有者の意思能力の有無や所有者の相続関係など、本来的な調査事項ではないものについて補充調査をしていたため、執行裁判所と執行官との役割分担について意見交換したもの(鶴岡支部)や、目的物件の特定につき引用した図面が適切ではなかったもの(酒田支部)があったが、それ以外は、各庁とも適正に事務処理がなされていた。
2 記録、調書その他の書類の作成に関する事項	
記録符号、事件記	おおむね適正な処理がされていた。

録の作成，編綴及び 調書の記載事項の 状況	
3 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項	
手数料及び費用 の請求事務と各請 求書の記載内容の 確認方法	適正な事務処理がなされており，特に問題となる点はなかつた。
4 執行官室の運営に関する事項	
執行官収支明細 簿の備付け，記載内 容の状況及び証拠 書類等の状況	適正な事務処理がなされており，特に問題となる点はなかつた。

盛地裁民訟第 5 3 号

平成 2 5 年 2 月 6 日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

盛岡地方裁判所長 長谷川 誠

執行官事務査察の結果について

(平成 6 年 1 2 月 2 0 日付け民三第 4 5 4 号に基づく報告)

標記の査察の結果は、下記のとおりです。

記

1 査察対象庁、査察実施年月日及び査察実施担当者

自庁査察は、別紙第 1 「平成 2 4 年度執行官事務査察日程等 (自庁)」 のとおり、全庁査察は、別紙第 2 「平成 2 4 年度執行官事務査察日程等 (全庁)」 のとおり、それぞれ実施した。

2 全庁査察の重点事項

- (1) 帳簿及び物品保管票の備付け並びに使用に関する事項
- (2) 事件の処理に関する事項
- (3) 手数料及び費用の算定並びに請求に関する事項
- (4) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存並びに廃棄に関する事項
- (5) 執行官の使用する事務員に関する事項
- (6) 予納金、保管金及び保管物に関する事項
- (7) その他必要と認める事項

執行官非常駐庁における執行裁判所及び本庁執行官との連携について

3 査察結果

別紙第 3 「平成 2 4 年度執行官事務査察結果」 のとおり

(別紙第1)

平成24年度執行官事務査察日程等(自庁)

盛岡地方裁判所

査察対象庁	査察年月日	査 察 実 施 担 当 者			
		監 督 官	監 督 補 佐 官 等		
本 庁	24. 6. 26	民事部総括裁判官 貝 原 信 之	民事首席書記官 民事訟廷管理官 主任書記官 主任書記官 主任書記官 會計課長	高 鎌 石 篠 管 森 橋 田 川 野 谷 多 正 紀 眞 一 美 久 等 江 一 弘	
花巻支部	24. 6. 7	支部長 澁 谷 勝 海	庶務課長 主任書記官	吉 阿 田 部 紀 和 行 弘	
二戸支部	24. 6. 13	支部長 澤 村 智 子	主任書記官 総括執行官	熊 藤 谷 井 和 佳 浩	
遠野支部	24. 6. 15	支部長 木 村 匡 彦	主任書記官	開 沼 昭 彦	
宮古支部	24. 6. 25	支部長 川 尻 恵 理 子	主任書記官	鈴 木 真	
一関支部	24. 6. 20	支部長 中 村 恭	庶務課長 主任書記官	高 立 橋 花 智 明 亘	
水沢支部	24. 6. 11	支部長 石 井 芳 明	主任書記官	後 藤 幸 太	

(別紙第2)

平成24年度執行官事務査察日程等(全庁)

盛岡地方裁判所

査察対象庁	査察年月日	査 察 実 施 担 当 者			
		監 督 官	監 督 補 佐 官 等		
本 庁	24. 12. 14	民事部総括裁判官 貝 原 信 之	民事首席書記官 民事訟廷管理官 主任書記官 主任書記官 會計課長	高 橋 多美男 赤 間 哲也 石 川 等 松 本 之 篠 谷 江 森 弘	
花巻支部	24. 10. 31	民事部総括裁判官 貝 原 信 之	民事首席書記官 民事訟廷管理官 會計課長 総括執行官補佐	高 橋 多美男 赤 間 哲也 森 弘 磯 樹	
二戸支部	24. 10. 17		民事訟廷管理官 主任書記官 事務局次長 総括執行官補佐	赤 間 哲也 松 本 之 長 弘 磯 樹	
遠野支部	24. 10. 23		民事首席書記官 民事訟廷管理官 會計課長 総括執行官	高 橋 多美男 赤 間 哲也 森 弘 藤 浩	
宮古支部	24. 11. 20		民事訟廷管理官 主任書記官 事務局次長 総括執行官	赤 間 哲也 石 川 等 長 雄 藤 浩	
一関支部	24. 11. 29		民事首席書記官 民事訟廷管理官 會計係長 総括執行官	高 橋 多美男 赤 間 哲也 山 昭 藤 浩	
水沢支部	24. 11. 15		民事首席書記官 民事訟廷管理官 會計課課長補佐 総括執行官	高 橋 多美男 赤 間 哲也 松 聖 藤 子 井 浩	

(別紙第3)

平成24年度執行官事務査察結果

盛岡地方裁判所

第1 帳簿及び物品保管票の備付け並びに使用に関する事項

帳簿及び物品保管票は、本庁、支部ともに通達どおり備え置かれており、適正に使用されていた。

第2 事件の処理に関する事項

1 動産執行事件

債権者から執行日時の通知を希望されているのに記録上通知をした形跡がないもの、執行日時指定書上の執行日と実際の執行日が異なっているもの（指定書の訂正漏れ）、債務名義の返還漏れ、債務者が執行に立ち会っているから調書謄本を送付する必要はないのに送付しているもの（いずれも本庁）があった。いずれも不注意によるものと思われたので、注意を喚起し、是正可能なものは是正を指示した。

それ以外は適正な事務処理がなされており、いずれの庁も特に問題となるような事例はなかった。

2 不動産の明渡し、引渡し執行事件等

既済事件記録に、立会人の住所が記載された日当請求書の写しが編てつされているもの、表紙の裏に債務者の勤務先が記載された同人の名刺がステープラで留められているもの、引渡期限延長許可申請書に債務者の身体障害者手帳

（写真入り）の写しが添付されているもの等、個人情報保護の観点から問題があると思われる処理がいくつか見受けられたことから、個人情報保護の重要性等について再度説明した上で、個人情報保護に留意し後の閲覧謄写を意識した記録作成について指導した（本庁）。また、特別授権事項の記載のない委任状を提出している代理人からの取下書に基づいて事件を終了させているものが水沢支部で1件あったため、取下げについての委任状を追完させるよう指示した。

それ以外は特に問題となるような事例はなかった。

3 現況調査事件

(1) 現況調査報告書の提出状況について

東日本大震災以降不動産執行事件の新受件数が大きく減少しており、それに伴い現況調査命令件数が減少しているという事情もあり、現況調査報告書の提出に遅れはほとんど見られなかった。

(2) 現況調査報告書の記載状況について

各庁の執行裁判所が各執行官の提出した現況調査報告書を精査し、的確な補正指示を行っていることから、いずれの庁においても適正な現況調査報告書の記載がなされており、特に問題となるような事例はなかった。

第3 手数料及び費用の算定並びに請求に関する事項

適正に算定されており、問題点は見当たらなかった。また、請求手続にも遅滞等はなかった。

第4 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存並びに廃棄に関する事項

- 1 帳簿諸票及び進行中の事件記録は、本庁及び各支部ともに[REDACTED]に収納、保管されており、進行記録は、事件種類別、[REDACTED]に収納、保管されており、進行記録は、事件種類別、期日順に整理されており良好である。一部、記録以外の物品を記録と同じ段に保管している部分があったので、物品と記録は少なくとも別の段に保管するよう指示した（本庁）。
- 2 保存に付すべき帳簿諸票及び既済事件記録は、本庁及び各支部とも保存に付されている。また、保存期間の経過した帳簿諸票及び既済事件記録はすべて廃棄が終了しており、速やかな処理が行われていた。
- 3 帳簿等保存簿の保存期間は50年であるのに、平成17年以降の同帳簿の保存期間が保存簿上30年となっていたほか、平成14年から16年の3年分の同帳簿が、保存簿に登載されていなかったため、訂正、登載を指示するとともに、通達をよく確認するよう指導した（本庁）。

4 平成19年の強制執行事件簿について、執イ、ロ、ハを終了年度ごとにバラバラに保存に付しているが、その一部について年度が連続していない22年度のものとは合てつしており、所在が不明確になる恐れがあるから合てつせずにそれぞれ保存に付すよう指導した（一関支部）。

第5 執行官の使用する事務員に関する事項

二戸支部及び水沢支部の事務員については、パートタイマーの雇用形態であるが、不動産執行事件が本庁に集約されており、執行事件数も少ないことから、繁忙等により事務に支障が生じるような状況にはない。その他の支部及び本庁の事務員についても、いずれも長期の勤務経験を有している上、特に繁忙な状況にはなく、問題なく勤務している。本庁及びいずれの支部においても、事務処理は正確かつ丁寧になされていた。

第6 予納金、保管金及び保管物に関する事項

予納金納付前に執行に着手したものが水沢支部の動産執行事件で2件、本庁、一関支部の仮処分執行事件で各1件あったため、それぞれ、手数料及び執行費用の支払を確保するため、予納金納付後に着手するよう指導した。また、本庁の明渡執行事件で、予納金が不足して途中から朱書きでマイナス処理をしたものが1件あった。この件は、予納金が不足した事由が偶発的なものではなく、一時保管すべき動産が大量にあるなど予納金が不足することが予想可能な事案であったことから、不相当な処理である旨指摘し、このような場合必ず事前に追納させるよう指導した。

保管票と保管金提出書を照合し、また、抽出により事件記録とも照合したところ、本庁及び各支部ともにすべて符合していた。

また、予納金残金の還付については、速やかになされており、良好であった。保管物品は、本庁及び各支部ともに取扱いがなかった。

第7 その他必要と認める事項

執行官非常駐庁における執行裁判所及び本庁執行官との連携について

当庁管内には、盛岡本庁に4人（平成25年1月から3人）、花巻支部（常駐している1人の他に本庁から2人が填補）、一関支部に各1人の合計6人（同5人）の執行官が配置されており、本庁から二戸支部、遠野支部及び宮古支部に、また、花巻支部及び一関支部から水沢支部に執行官が填補して事件を処理しているが、填補する執行官は、填補日に当該庁の担当書記官を通じて執行裁判所と必要な情報交換を行っているほか、必要に応じて電話やメールで連絡を取り合っており、執行裁判所との連携に問題はない。また、総括執行官は、執行官室ネットワークを利用して管内全体の情勢を把握し、必要に応じて本庁及び支部執行官監督官等に相談を行える態勢にある。

以 上

(高等裁判所経由)

秋地裁民訟第3号

(組ろー05)

平成25年2月6日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

秋田地方裁判所長 石 原 直 樹

執行官事務の査察の結果について

(平成6年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

平成24年度における標記の査察の結果は、下記のとおりです。

記

1 実施期日及び査察事務担当者

別紙1の「平成24年度執行官事務査察日程等」記載のとおり

2 査察事項

- (1) 事件の処理に関する事項
- (2) 記録、調書その他の書類の作成に関する事項
- (3) 手数料並びに費用の算定及び請求に関する事項
- (4) 予納金、保管金及び保管物に関する事項
- (5) 執行官室の運営に関する事項

3 査察結果

別紙2記載のとおり

(別紙1)

平成24年度執行官事務査察日程等(全庁査察)

被査察庁	実施期日	査察担当者(監督官, 監督補佐官等)
本荘支部	24. 10. 5 (金)	監督補佐官(民事首席書記官) 星 和 伸 監督補佐官(民事訟廷管理官) 松 田 将 高 総括執行官 吹 谷 彰
横手支部	24. 10. 15 (月)	監督官(部総括裁判官) 棚 橋 哲 夫 監督補佐官(民事首席書記官) 星 和 伸 監督補佐官(主任書記官) 高 橋 義 明 総括執行官 吹 谷 彰
能代支部	24. 11. 8 (木)	監督補佐官(民事首席書記官) 星 和 伸 監督補佐官(主任書記官) 高 橋 義 明 総括執行官 吹 谷 彰
大館支部	24. 11. 9 (金)	監督補佐官(民事首席書記官) 星 和 伸 監督補佐官(主任書記官) 高 橋 義 明 総括執行官 吹 谷 彰
大曲支部	24. 11. 20 (火)	監督補佐官(民事首席書記官) 星 和 伸 監督補佐官(主任書記官) 岩 波 秀 明 総括執行官 吹 谷 彰
本 庁	24. 12. 21 (金)	監督官(部総括裁判官) 棚 橋 哲 夫 監督補佐官(民事首席書記官) 星 和 伸 監督補佐官(会計課長) 加賀屋 守 監督補佐官(民事訟廷管理官) 松 田 将 高 監督補佐官(主任書記官) 高 橋 義 明 監督補佐官(主任書記官) 岩 波 秀 明

平成24年度執行官事務査察日程等（自庁査察）

被査察庁	実施期日	査察担当者（監督官，監督補佐官等）
能代支部	24. 5. 25（金）	監督官（支部長）佐藤 卓 監督補佐官（庶務課長）樋渡 俊幸
大曲支部	24. 6. 5（火）	監督官（支部長）松川 まゆみ 監督補佐官（庶務課長）織田 順一 監督補佐官（主任書記官）大高 広子
本 庁	24. 6. 6（水）	監督官（部総括裁判官）棚橋 哲夫 監督補佐官（民事首席書記官）星 和伸 監督補佐官（会計課長）加賀屋 守 監督補佐官（民事訟廷管理官）松田 将高 監督補佐官（主任書記官）高橋 義明 監督補佐官（主任書記官）小園 博美 監督補佐官（主任書記官）岩波 秀明
大館支部	24. 6. 6（水）	監督官（支部長）柵木 澄子 監督補佐官（庶務課長）渡邊 均 監督補佐官（主任書記官）小笠原 勝俊
横手支部	24. 6. 19（火）	監督官（支部長）栗原 保 監督補佐官（庶務課長）越後 誠司 監督補佐官（主任書記官）渋谷 護
本荘支部	24. 6. 19（火）	監督官（支部長）太田 雅之 監督補佐官（庶務課長）犬飼 富士雄

(別紙2)

執行官事務査察結果報告書

秋田地方裁判所

今年度の査察事項に重点を置いて別紙1の日程で、支部は総括執行官の協力を得て実施した査察結果(問題状況、指導・是正措置等)は、下記のとおりである。

(総評)

事務処理の的確性という点では、調書又は現況調査報告書の記載方法については各庁ともいくつかの誤記や相当性の範囲内で、動産執行の方法については一部の庁で相当性の範囲内で、それぞれ指導を要する事項があったが、いずれも手続違背と認められる事例はなく、また、迅速性という点では、長期未済事件や動産執行申立事件では費用の予納から執行の着手までに7日を超える事例があったが、いずれも相当の理由があり、また、現況調査については、報告書は全て期限内に提出されており、比較的広い県土において執行官常駐庁においてはもとより、非常駐庁へのてん補態勢に従って可能な限り処理に当たっていることが窺われ、事務処理の点では特段の問題はなかった。

なお、当庁の執行官事務の処理態勢は、本庁に4名(うち1名は総括執行官)、大館支部及び横手支部に各1名が常駐し、大曲支部には本庁及び横手支部から各1名、能代支部には本庁及び大館支部から各1名、本荘支部には本庁から1名がそれぞれてん補して処理しており、本荘支部は不動産執行事件が本庁に集約されている。

記

1 事件の処理に関する事項

(1) 長期未済事件

ア 執イ事件

申立後6か月以上経過している未済事件は1件あるが(大館支部)、軽自動車差し押さえた事案で、第三者異議訴訟が提起されている(原審では異

議が認められ、現在は控訴審に係属中である。))。

イ 執口事件

申立後6か月以上経過している未済事件は、大曲支部に1件係属しているが、担保不動産収益物件を管理している事件であり、今後も終局まではしばらく時間がかかる見込みである。

また、大館支部にも1件係属していたが、売却のための保全処分であり、既に売却許可決定も確定して代金納付を待っている状況であった。

ウ 執ハ事件

申立後2年以上経過している事件の係属状況は次のとおりであり、いずれも定期的に今後の進行予定を書面で照会し、その回答を得ながら進行管理を行っている。

(ア) 本庁に仮処分執行申立事件が、平成10年に受理したものが11件(関連事件)係属しているが、本案訴訟が控訴審において係属中である。また、平成22年に受理したものが16件(関連事件)係属しており、債権者は既に建物収去土地明渡を内容とする判決を得ているが、債務者の任意の履行を待っているため、本執行の申立てを留保している。

(イ) 大曲支部に仮処分執行申立事件が1件係属しており、本案訴訟が控訴審において和解が成立したが、仮処分執行申立事件の取下げを勧告しても、これに応じない。

エ 現況調査

本庁及び各支部とも、現況調査報告書の提出期限が遵守されている。当庁管内の執行官は、全体的に現況調査報告書の提出が早く、不動産執行事件の迅速処理に貢献している。

(2) 執イ事件(動産執行申立事件)の処理状況

ア 費用の予納から執行の着手に至るまでの期間が7日を超えた事件が数件あったが、その理由としては、立会を希望する申立債権者の都合に合わせた

もの（本庁、うち1件は14日を超えていた）、ゴールデンウィークと重なったもの（大曲支部）、執行官が[REDACTED]により他の執行官に分配して処理したもの（本荘支部、14日を超えていた）であり、いずれもやむを得ないものであったが、引き続き早期着手を指導した。また、売却期日の変更が3回を超える事件はなかった。

イ 債権者から特定物として軽自動車の差押えの申出がないにもかかわらず、費用を要して調査を実施しているので、債権者の意向を確認して、その旨を記録上、明らかにしておくよう指導した（横手支部、大曲支部 いずれも同一の執行官）。

(3) 執ロ（明渡（引渡）申立事件）の処理状況

概ね適正に処理されている。

(4) 執ハ事件（保全執行申立事件）の処理状況

後記2(2)オの調書に関する事項を除いては、問題となる事項は見受けられなかった。

(5) 現況調査

隣接地（大館支部、能代支部）や工場財団（能代支部）についての調査が不十分である一方で、電柱等の物件は、その存在を記載することで足りる旨、当庁の執行官会議で運用を統一しているのに、当該物件の占有者まで調査している（大館支部、能代支部）（いずれも同一の執行官）。

2 記録、調書その他の書類の作成に関する事項（全般）

記録中の調書及び現況調査報告書の記載について、次のとおり指摘した上で、適正に作成するよう指導した。

- (1) 執行調書及び現況調査報告書全般について、プライバシーに関する事項など余事記載がある（横手支部）ほか、記載の必要性や趣旨が不明な記載があり（大曲支部）、調書に記載すべき事項、記載する必要がない事項を整理することを指導した（いずれも同一の執行官であり、昨年も同様の指導をしたが、改善が

乏しいので、今後も粘り強く指導を続ける必要があると考えている。) 。

(2) 執行調書について

ア 動産執行の調書に記載した差押物件の価額を後日、改めて評価して訂正した旨の書面を作成したが、同書面中、物件番号を誤記し、また、同調書の記載内容を改めたことを債権者及び債務者に通知した形跡がない（本庁）。

イ 明渡催告手続で、調書上「公示書を貼付して催告をした」との記載があるが、公示と別に催告したかどうか判然としない。引渡期限を定めて催告をし、その旨の公示をするという手順になるので（民事執行法168条の2第3項）、それに沿った記載（具体的には「口頭・書面を交付して任意の引渡しを催告し、公示書を貼付し公示した。」等）をすべきである（大館支部、能代支部いずれも同一の執行官）。

ウ 自動車引渡事件において、引渡調書上、占有認定の記載がない（横手支部）。

エ 動産執行において同一の執行場所で、法人と代表者個人をそれぞれ債務者とする場合、

（ア）占有認定の記載が不十分である（法人である「〇〇会社が経営しているとのこと」を理由に執行不能としているが、そのためには占有を認定する必要がある。）（大曲支部）。

（イ）それぞれの占有箇所（例えば、事務所部分と居宅部分など）を特定して差押えの判断をして、それを調書にも反映（記載）する必要があるところ、単に「差押えに適する動産はない」として（不動文字を選択して）いる（ひいては、不能処理の相当性に影響する問題もある。）（本荘支部）。

オ 大規模なプラントが目的物の動産仮差押事件について、点検調書に公示の状況を写真にして添付していたが、敷地が広範なことから、一見して公示した場所を特定できなかった（担当執行官自らも調書上、直ちに説明できなかった。）ので、調書に添付されていたパノラマ写真に公示場所を記載するなどしておくのが相当である（本荘支部）。

(3) 現況調査報告書について

ア 写真について、建物の外、内、外という順番になったり、番号が下から上へとなったり、撮影方向が縦横の種類が多く、見にくいものとなっている（横手支部）。

イ 添付書類について、執行官宛の手紙2枚及び封筒が台紙1枚にまとめてステープラーで1か所だけで留められていた。外れて散逸する可能性が高いので、台紙に貼り付ける等の処理が相当である（能代支部）。

3 手数料並びに費用の算定、請求に関する事項

概ね適正に処理されていた。

4 予納金、保管金及び保管物に関する事項

(1) 本庁では、完結記録は各執行官相互に点検しており、それを通じて保管金の払出状況についても相互に確認することにより牽制態勢ができているように窺われた。また、本庁のほか支部も含めて、保管金の払出通知は還付を含めて速やかに処理されており、特段の問題は見受けられなかった。

(2) 保管中の保管物はなかった。

(3) 見るべき取組例

事件記録に保管金システムから印刷した保管金受払票を編てつして確認し、保管金の返還漏れを防止している（全庁）。

5 執行官室の運営に関する事項

(1) 執行官及び事務員に対する指導監督については、総括執行官が、本庁の執行官等に対しては随時、管内の執行官等に対しては全庁査察又は自庁査察の際に、適宜それぞれ指導を行っており、事務処理態勢の点については特段の問題はない。しかし、ここ数年の事件数の減少に伴う収入（手数料）の減少により、事務員の雇用等への影響が懸念される状況となっている。

(2) 執行官室の預金通帳の名義が、退職した前任者の名義のままとなっており、昨年も指摘したのに是正されていなかったもので、速やかに変更するよう強く指

示した（大曲支部）。

(3) 情報セキュリティについて

支給外端末の届出及び非公表情報の持出許可（支部にてん補する執行官）は、いずれも提出されて実施要領の遵守に努めていることが窺われた。

(4) 見るべき取組例

執行官が常駐している大館支部と横手支部、てん補庁である大曲支部では、執行官と執行官監督官との間で月例ミーティングを開催しており、ミーティング結果は本庁にも報告されて情報の共有化を図っている（本庁においても、総括執行官と民事首席書記官及び執行係主任書記官とで月例で開催している。）。

青地裁民訟秘第1号

(組ろー05)

平成25年2月14日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

青森地方裁判所長 長 秀 之

平成24年度執行官事務査察の結果について(報告)

標記の査察結果は、下記のとおりです。

記

第1 平成24年度執行官事務査察日程等

別紙第1のとおり

第2 執行官取扱事件統計表

別紙第2のとおり

第3 執行官及び事務員名簿

別紙第3のとおり

第4 執行官未済事件調査表

別紙第4のとおり

第5 現況調査報告書未提出件数調べ

別紙第5のとおり

第6 執行官事務査察結果

1 事件の処理に関する事項

(1) 動産執行(執イ)事件、引渡し等執行(執ロ)事件及び保全執行(執ハ)

事件の未済事件について

係属後1年を超える事件の進行状況等は次のとおりである。

ア 5年を超える引渡し等執行（執ロ）事件として、五所川原支部に2件、十和田支部に1件それぞれ係属している。五所川原支部に係属する事件は担保収益執行事件であり、十和田支部に係属する事件は不動産強制管理事件である。いずれの事件も、これまでと同様に四半期又は半期ごとに弁済金交付手続を行っており、今後も長期係属するものと見込まれる。

なお、これらの事件の対象不動産（共同住宅）は、今後、経年劣化による修繕等の必要があることから、執行裁判所及び債権者と協議をしながら事件を進行させる予定である。

イ 3年を超え5年以内の保全執行（執ハ）事件が弘前支部に1件係属している。本件は本案訴訟が係属しており、6か月ごとに点検を実施しているため、引き続き、本案訴訟の進行状況等を確認しながら適正に事件の進管理を行っていくよう指導した。

ウ 1年を超え3年以内の保全執行（執ハ）事件として、本庁に1件、五所川原支部に1件、十和田支部に1件係属している。

本庁に係属する事件は、本案訴訟が未係属であったため、債権者に訴訟提起の見込み等を確認しながら適切に事件を進行させるよう指導した。

五所川原支部に係属する事件は、本執行の申立てがなされ、近日中に断行の予定であることを確認した。

十和田支部に係属する事件は、本案訴訟が原告（債権者）勝訴で確定していることを確認しているものの本執行の申立てがなされていなかったため、債権者に申立てを促すなど適切に事件を進行させるよう指導した。

なお、五所川原支部及び十和田支部に係属する事件は、現在までに、いずれも本執行又は取下げにより終局している。

(2) 現況調査報告書の提出期限の管理状況

当庁管内では、すべての執行官のパソコンから接続することが可能なサーバに「現況調査事件一覧表」のエクセルデータを収納して、各執行官が現況

調査報告書の提出状況等を管理するとともに、総括執行官においても随時確認しており、提出期限を徒過して現況調査報告書が提出されることが減少した。また、やむを得ない理由で提出期限を徒過する場合には、遅延理由及び提出見込み時期を付してあらかじめ執行裁判所に書面で報告するよう指導しているところ、その処理が励行されているため、理由なく提出が遅延するものはなくなった。

(3) 仮処分執行事件の進行管理状況

前記(2)と同様に、「保全執行事件点検経緯一覧表」のエクセルデータを共有サーバに収納し、本案訴訟係属の有無、点検執行の実施結果及び次回点検予定日などを入力して、各執行官が事件の進行状況等を管理するとともに、総括執行官においても随時確認しており、長期係属が見込まれる事件の進行管理を適切に行っている。

2 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

すべての庁において、執行官が作成している調書及びその他強制執行に直接関係する書類について事務員が確認作業を行っているほか、執行官が現況調査報告書を作成するに当たっては、評価人との間で連絡を取り合って確認することにより、補正を要する件数が減少している。

3 予納金、保管金及び保管物に関する事項

事件記録等から予納金の納付や還付の実情を調査したところ、予納金はほぼ予納命令期日までに納付され、残金も事件終了後速やかに還付されており、その取扱いが適正に行われていた。

なお、査察実施時において、すべての庁で保管金及び保管物の保管はなかった。

4 執行官室の運営に関する事項

民事首席書記官又は民事次席書記官が執行官及び事務員と面談し、執行官室の運営状況や服務に関する事項等を聴取したが、特に問題点は見当たらなかった。

た。また、総括執行官から提出される月例運営状況報告書においても問題点は見当たらなかった。

5 その他必要と認める事項（過誤防止に向けた工夫例について）

すべての庁において、現況調査報告書等の事件書類の作成に当たっては、前記2のとおり、事務員との間でチェック態勢が構築されているほか、本庁においては、総括執行官も関与している。また、事件処理で疑問が生じた場合には、他の執行官や執行裁判所と協議するなどして、連携を図りながら適正かつ迅速に処理するよう努めており、過誤等の発生防止に取り組んでいる。

6 是正又は改善に関する事項

(1) 昨年度の指摘事項の是正又は改善について

昨年度の指摘事項については、すべて是正又は改善されていた。

(2) 本年度の査察において是正又は改善を指導した事項

ア 事件の処理に関する事項について

引渡し等執行（執ロ）事件において、臨場後中止となった後、次回期日が指定されておらず、また、事件記録中で今後の予定が明らかになっていなかったことから、次回期日を指定するか、事件記録中において今後の予定を明らかにするよう指導した（本庁）。

イ 記録、調書その他の書類の作成に関する事項について

(ア) 仮処分執行（執ハ）事件において、公示書を掲示した後、原因不明により公示書が剥離し、再度公示書を掲示しなおした事案で、公示書の日付が複数あるにもかかわらず、点検執行を行った際の調書上、公示書の特定が不十分であったため、日付で特定するよう指導した（本庁）。

(イ) 引渡し等執行（執ロ）事件において、公示書には、催告の旨、引渡し期限及び占有移転禁止の表示が必要とされているところ（法168条の2第3項）、掲示した公示書に引渡し期限が明記されていなかったため、公示書の様式を変更するよう指導した（八戸支部）。

なお、後日、青森管内において、引渡し期限が明記された公示書に様式を統一した。

- (ウ) 引渡し等執行（執口）事件において、引渡し期限を催告から1か月経過日とせず、連休にかかるため前日にしていたものがあつた。引渡し期限は、明渡しの催告があつた日から1月を経過する日であるため（法168条の2第2項）、連休等を斟酌することなく1か月経過日とするよう指導した（十和田支部）。

(別紙第1)

平成24年度執行官事務査察日程等

被査察庁	査察月日	査察事務担当者(◎監督官, ○監督補佐官)	
		①自庁査察	②全庁査察
本 庁	①自庁 6月7日	◎民事部総括裁判官 浦 野 真美子 ○民事首席書記官 大 山 廣 ○民事次席書記官 佐々木 重 穂 ○民事訟廷管理官 早 坂 繁 雄	◎民事部総括裁判官 浦 野 真美子 ○民事首席書記官 大 山 廣 ○民事次席書記官 佐々木 重 穂 ○民事訟廷管理官 早 坂 繁 雄
	②全庁 12月5日	○民事主任書記官 萌 出 義 信	○民事主任書記官 高 山 行 正 ○会計課長 須 藤 雅 臣
弘前支部	①自庁 6月29日	◎支部長 野々垣 隆 樹 ○上席主任書記官 鈴 木 義 弘 ○主任書記官 工 藤 憲 一	◎民事部裁判官 西 岡 慶 記 ○民事次席書記官 佐々木 重 穂 ○民事主任書記官 高 山 行 正
	②全庁 11月19日	総括執行官 大 越 公 祐	○会計課長 須 藤 雅 臣 総括執行官補佐 金 岡 隆
八戸支部	①自庁 6月13日	◎支部長 倉 澤 守 春 ○上席主任書記官 鈴 木 徳 夫 ○主任書記官 伊 藤 雄 一	◎民事部裁判官 西 岡 慶 記 ○民事首席書記官 大 山 廣 ○民事主任書記官 高 山 行 正
	②全庁 10月31日	総括執行官 大 越 公 祐	○会計課課長補佐 中 西 宏 明 総括執行官補佐 今 雅 浩
五所川原支部	①自庁 6月8日	◎支部長 高 木 勝 己 ○上席主任書記官 鹿 内 和 則 ○主任書記官 長 尾 克 巳	◎民事部裁判官 鈴 木 綱 平 ○民事次席書記官 佐々木 重 穂 ○民事主任書記官 高 山 行 正
	②全庁 10月23日	総括執行官 大 越 公 祐	総括執行官 大 越 公 祐
十和田支部	①自庁 6月19日	◎支部長 山 崎 克 人 ○上席主任書記官 渡 部 一 仁 ○主任書記官 佐 藤 秀 樹	◎民事部裁判官 鈴 木 綱 平 ○民事次席書記官 佐々木 重 穂 ○民事主任書記官 高 山 行 正
	②全庁 11月9日	総括執行官 大 越 公 祐	総括執行官 大 越 公 祐

(別紙第2)

執行官取扱事件統計表

平成24年11月30日現在

青森地方裁判所本庁

事件種別 年 度	(執イ) 事件			(執ロ) 事件			(執ハ) 事件			現況調査事件		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
平成20年度	246	253	8	55	50	8	5	4	2	565	587	72
平成21年度	298	284	22	39	39	8	9	8	3	668	649	91
平成22年度	272	278	16	66	68	6	2	1	4	443	483	51
平成23年度	92	103	5	34	32	8	1	0	5	375	406	20
	85	99	2	27	27	6	1	0	5	352	367	36
平成24年度	67	69	3	40	44	4	2	5	2	243	250	13

平成24年10月31日現在

青森地方裁判所弘前支部

事件種別 年 度	(執イ) 事件			(執ロ) 事件			(執ハ) 事件			現況調査事件		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
平成20年度	203	207	8	33	37	4	8	6	2	249	235	24
平成21年度	193	197	4	44	36	12	2	2	2	227	230	21
平成22年度	201	199	6	19	28	3	2	2	2	186	185	22
平成23年度	47	53	0	21	23	1	0	1	1	123	138	7
	40	45	1	19	17	5	0	1	1	110	122	10
平成24年度	24	22	2	12	11	2	1	1	1	101	100	8

平成24年9月30日現在

青森地方裁判所八戸支部

事件種別 年 度	(執イ) 事件			(執ロ) 事件			(執ハ) 事件			現況調査事件		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
平成20年度	142	140	8	41	43	1	6	7	1	391	384	36
平成21年度	177	173	12	48	44	5	3	3	1	308	309	35
平成22年度	155	166	1	38	33	10	2	2	1	248	253	30
平成23年度	48	47	2	29	37	2	2	3	0	190	200	20
	42	43	0	24	27	7	2	2	1	134	140	24
平成24年度	16	14	4	21	19	4	4	3	1	145	148	17

(注) 平成23年度については、平成24年度と同期の件数を下の欄に記載した。

平成24年9月30日現在

青森地方裁判所五所川原支部

事件種別 年 度	(執イ) 事件			(執ロ) 事件			(執ハ) 事件			現況調査事件		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
平成20年度	62	66	1	4	8	2	0	0	0	166	177	22
平成21年度	94	93	2	11	9	4	0	0	0	189	171	40
平成22年度	112	113	1	22	22	4	2	1	1	116	145	11
平成23年度	29	28	2	13	12	5	1	1	1	97	105	0
	25	25	1	9	10	3	1	1	1	64	71	0
平成24年度	8	10	0	10	12	3	0	0	1	0	0	0

平成24年10月31日現在

青森地方裁判所十和田支部

事件種別 年 度	(執イ) 事件			(執ロ) 事件			(執ハ) 事件			現況調査事件		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
平成20年度	85	90	0	17	12	6	3	5	1	176	177	7
平成21年度	99	98	1	20	25	1	0	1	0	111	112	6
平成22年度	91	89	3	15	14	2	4	2	2	93	86	13
平成23年度	27	30	0	13	14	1	0	1	1	48	48	0
	25	27	1	12	10	4	0	1	1	48	48	0
平成24年度	10	9	1	12	11	2	0	0	1	0	0	0

(注) 平成23年度については、平成24年度と同期の件数を下の欄に記載した。

(別紙第3)

執行官及び事務員名簿

平成24年4月1日現在

	執行官				事務員			
	氏名	任官年月	年齢	備考	氏名	採用年月	年齢	備考
本庁	大越公祐			総括執行官				
	石田勝洋							
	三上久幸							
	工藤正雄							
弘前支部	今雅浩			総括執行官補佐 本庁・五所川原支 部兼務				
	小池良宏			本庁・五所川原支 部兼務				
八戸支部	金岡隆			総括執行官補佐 十和田支部兼務				
	大宮忠男			十和田支部兼務				
十和田支部								

8人

12人

(別紙第4)

執行官未済事件調査表

平成24年11月30日現在

青森地方裁判所本庁

事件種別 \ 受理期間	1年以内	1年を超え 3年以内	3年を超え 5年以内	5年を超えるもの	合 計
(執イ)事件	3	0	0	0	3
(執ロ)事件	4	0	0	0	4
(執ハ)事件	1	1	0	0	2
合 計	8	1	0	0	9

平成24年10月31日現在

青森地方裁判所弘前支部

事件種別 \ 受理期間	1年以内	1年を超え 3年以内	3年を超え 5年以内	5年を超えるもの	合 計
(執イ)事件	2	0	0	0	2
(執ロ)事件	2	0	0	0	2
(執ハ)事件	0	0	1	0	1
合 計	4	0	1	0	5

平成24年9月30日現在

青森地方裁判所八戸支部

事件種別 \ 受理期間	1年以内	1年を超え 3年以内	3年を超え 5年以内	5年を超えるもの	合 計
(執イ)事件	4	0	0	0	4
(執ロ)事件	4	0	0	0	4
(執ハ)事件	1	0	0	0	1
合 計	9	0	0	0	9

平成24年9月30日現在

青森地方裁判所五所川原支部

事件種別 \ 受理期間	1年以内	1年を超え 3年以内	3年を超え 5年以内	5年を超えるもの	合 計
(執イ)事件	0	0	0	0	0
(執ロ)事件	1	0	0	2	3
(執ハ)事件	0	1	0	0	1
合 計	1	1	0	2	4

平成24年10月31日現在

青森地方裁判所十和田支部

事件種別 \ 受理期間	1年以内	1年を超え 3年以内	3年を超え 5年以内	5年を超えるもの	合 計
(執イ)事件	1	0	0	0	1
(執ロ)事件	1	0	0	1	2
(執ハ)事件	0	1	0	0	1
合 計	2	1	0	1	4

(別紙第5)

現況調査報告書未提出件数調べ

平成24年11月30日現在

青森地方裁判所本庁

		命令後の経過年月						合 計
		1か月 以 内	2か月 以 内	3か月 以 内	6か月 以 内	1 年 以 内	1年を超 えるもの	
執行官名	大 越 公 祐							0
	石 田 勝 洋	5						5
	三 上 久 幸	1						1
	工 藤 正 雄	4						4
	今 雅 浩	2	1					3
	小 池 良 宏	2						2
合 計		14	1	0	0	0	0	15

平成24年10月31日現在

青森地方裁判所弘前支部

		命令後の経過年月						合 計
		1か月 以 内	2か月 以 内	3か月 以 内	6か月 以 内	1 年 以 内	1年を超 えるもの	
執行官名	今 雅 浩	2						2
	小 池 良 宏	3	2	1				6
合 計		5	2	1	0	0	0	8

平成24年9月30日現在

青森地方裁判所八戸支部

		命令後の経過年月						合 計
		1か月 以 内	2か月 以 内	3か月 以 内	6か月 以 内	1 年 以 内	1年を超 えるもの	
執行官名	金 岡 隆	6	1					7
	大 宮 忠 男	8	2					10
合 計		14	3	0	0	0	0	17